

## 令和5年度市町村標準保険料率等の算定結果について

国から示された係数に基づき、令和5年度の市町村の標準保険料率等の算定を行った。  
結果については以下のとおり。

### 1 「標準保険料」について

市町村における激変緩和後の1人当たりの標準的な保険料水準。

※国から示された係数とは、国から公費の交付見込金額、千葉県の所得水準を示す指数、前期高齢者交付金等算出のための基礎数値等。これらと、市町村から提出のあった市町村の保健事業費や過年度の保険料収納見込みなどの個別の事情による予算見込額等の数値をもとに標準保険料等を算定する。

### 2 市町村における算定結果の活用

市町村は、令和5年度保険料率の検討に算定結果を参考とする。

### 3 算定結果

#### (1) 県平均1人当たり標準保険料

令和5年度算定保険料 125,182円

R5 標準保険料…①	R4 標準保険料…②	① - ②
125,182円	114,579円	+10,603円 (+9.25%)
	H28 保険料(理論値)…③	① - ③
	100,640円	+24,542円 (+24.39%※)

※1年当たり+3.17%

#### (2) 市町村の標準保険料の状況

国保広域化に伴う国保財政の仕組みの変更の影響で、広域化前(H28 ベース)と比較し、被保険者の保険料負担が急増することのないよう、市町村の標準保険料の増加率に毎年度上限を設定(※)し、それを上回る市町村に対し、財源を重点配分する激変緩和措置を行った上で算定している。

※令和5年度における増加率の上限

= 平成28年度からの7年間で31.60% (平成28年度からの自然増(24.39%) + 101%の7乗)



(参考) 1年当たりの伸び率：約3.17%

平成30年度からの広域化に伴い、平成28年度の決算値ベースの理論値と比較をしている。

・ 令和5年度標準保険料の7年度分の増減率（対平成28年度）

標準保険料(H28→R5) 増 加	54団体
+31.60%	11団体
+31.60%未満	43団体

(3) 激変緩和措置対象団体数

11団体 ※参考：令和4年度は9団体